

令和4年9月21日

新発田市 A 地区準特定地域協議会
会長 趙 晤 衍

新発田市 A 地区準特定地域協議会開催の公表について

標記について、下記のとおり令和4年度第1回新発田市 A 地区準特定地域協議会を開催しますので、新発田市 A 地区準特定地域協議会設置要綱（以下「設置要項」と言います。）第5条第11項の規定（会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。）に基づき、開催案内を公表します。

また、新発田市 A 地区準特定地域協議会は設置要綱第4条第3項に基づき別表1の（1）～（4）に掲げる者が任意に加入又は脱退できることとされています。新たに、本協議会に構成員として加入又は脱退を希望される方は別添書面にてお申し出願います。

なお、新たに構成員として加入し本協議会に参画を希望する方は令和4年10月11日（木）までに事務局あて別添申込書にてお申し出ください。

記

1. 日 時 令和4年11月10日（木） 13時30分 ～
2. 会 場 新発田市生涯学習センター 2階 第4研修室
(新発田市中心部5丁目8-47)
3. 議 題
 - (1) 新型コロナ禍におけるタクシー事業の現状について
 - (2) タクシー事業における活性化の取組状況について
 - (3) 準特定地域計画の変更等について
 - (4) その他
4. その他
議題は現時点での予定のため開催時には変更になる場合があります。

【お問い合わせ先】

新発田市A地区準特定地域協議会事務局
(一社) 新潟県ハイヤー・タクシー協会

TEL 025-241-8677

FAX 025-247-0655

担当 佐々木、茂野

(注)設置要項第4条第2項及び3項

3 協議会は、設置要綱第1条（1）～（4）（関係地方公共団体の長、タクシー事業者等、労働組合等、地域住民代表等）に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、同情の（5）～（9）（関係行政機関等）に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

FAX 送信票

新発田市 A 地区準特定地域協議会構成員 加入・脱退申出書

【送信先】

新発田市 A 地区準特定地域協議会 事務局
(一社) 新潟県ハイヤー・タクシー協会
TEL 025-241-8677 FAX 025-247-0655
担当 佐々木、茂野

新発田市 A 地区準特定地域協議会に、新たに、構成員として加入又は脱退を希望される方は本書面にてお申し出願います。

なお、新たに構成員として本協議会に参画を希望する方は令和4年10月11日(火)までに事務局あて本申込書にてメール又は Fax を利用し加入をお申し出ください。

- ① 新発田市 A 地区準特定地域協議会へ構成員として加入を申し出ます。
- ② 新発田市 A 地区準特定地域協議会への構成員として出席の有無
(出席します。 出席しません。)
※該当するにしてください。
- ③ 新発田市 A 地区準特定地域協議会構成員の脱退を申し出ます。

○送 信 日 令和 年 月 日

○申出者氏名等

機関・団体名等 _____

住 所 _____

氏 名 _____

連 絡 先 _____

○記入者氏名等

所属・職名 _____

氏 名 _____

連 絡 先 _____